

企画提案説明書

医療機関等勤務環境改善支援事業委託業務に係る企画提案提出に関する詳細は、次のとおりです。

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の対応で得た経験を風化させず、次への備えにつながる実践的な研修を実施することで、医療従事者への支援、安全・安心に勤務できる環境の確保及び本道における感染症対応力の向上を図る。

2 業務内容

以下の内容を実施すること。

(1) 研修の実施、調整

ア 研修内容の検討

新型コロナウイルス感染症の対応で得た経験を風化させず、変異株の出現や新たな感染症危機にも対応できるよう、防護服の着脱をはじめとする実践的な研修内容とすること。

イ 研修実施方法の検討

ウ 研修資料の作成

研修資料は、事前に北海道による確認を受けること。

エ 研修に係る講師の招へい

オ 研修会場の確保のほか、研修実施に必要とされる機材や物品等の準備

受講者の利便性を考慮し、道が総合振興局及び振興局に設置する感染症対策地方連絡本部単位で、各1回以上の開催とすること。

カ 研修受講者の募集、調整

キ 研修当日の管理、運営

ク 研修後アンケートの実施

ケ その他、研修の実施に係る事項

(2) 映像教材の作成

医療機関の自主研修等に活用できるよう、研修内容を基にした映像教材（DVD等）を作成し、医療機関等に配布すること。

3 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月27日（水）まで

4 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係

5 予算上限額

66,638千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、原則、次の要件を全て満たしていること。（ただし、コンソーシアムの場合、アの要件については、この要件を満たす構成員がいることをもって要件を満たすこととする。）

ア 日本国内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体などを除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争

入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行なっていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近 2 年度分の特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

7 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行なった事業者から提出された企画提案を公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行なった事業者と見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

なお、審査において重視する項目は、以下のとおりである。

(1) 企画提案者の適格性

ア 提案業務を適切かつ確実に実施できる体制（実施体制、経営基盤、講師の確保等）を有しているか。

イ 研修開催や、研修内容の映像化に関する知識やノウハウの蓄積はあるか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

ア 感染対策への対応力を向上させる、実践的なカリキュラムとなっているか。

イ 告知方法は、目標とする参加者数を見込める内容か。

ウ 業務処理のスケジュールは妥当か。（具体的・実現可能な内容であるか）

8 企画提案に係るヒアリング

(1) 提出された企画提案書について、審査委員会においてヒアリングを実施する。

(2) ヒアリングの日時及び場所等は別途通知する。なお、ヒアリングに参加しなかった場合は、提出された企画提案書は無効とする。

(3) ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみで行なうこととし、追加資料の使用は認めない。

9 手続き等

(1) 担当部局

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（本庁舎 7 階）

電話番号 011-231-4111（内線 38-922 又は 38-974）

(2) 参加表明書の提出

ア 提出部数 1 部

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出期限 令和 5 年（2023 年）11 月 2 日（木）午後 5 時 30 分（必着）

エ 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。）又は郵送（簡易書留、書留のいずれかに限る。）

(3) 企画提案書の提出

ア 提出部数 7 部

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出期限 令和 5 年（2023 年）11 月 13 日（月）午後 5 時 30 分（必着）

エ 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。）又は郵送（簡易書留、書留のいずれかに限る。）

オ 留意事項 別紙「企画提案指示書」のとおり

10 見積書の提出

審査委員会で選定された企画提案事業者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

11 その他留意事項

(1) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が以下のいずれかに該当する場合は、無効となる。

- ア 指定する提出部数、提出場所、提出期限又は提出方法に適合しないもの。
- イ 作成要領で指定する作成様式及び記載の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 選定・非選の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非通知の結果を通知する。

(3) その他

- ア 企画提案の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。
- イ 提出された参加証明書及び企画提案書は返却しない。
- ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。
- オ 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他権利の生じたときは、それらの権利を道に移転しなければならない。
- カ 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- キ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案の提出者としての通知を受けなかった場合は、企画提案を提出することはできない。
- ク 参加表明書を提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、企画提案の意思がないものとする。
- ケ 企画提案の作成のため道から受領した資料等は、道の了承なく公表・使用することはできない。
- コ 審査結果及び特定者名は、公表する。